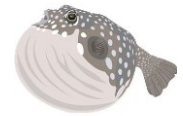


令和7年度 和歌山県フグ処理者試験のご案内

令和4年度から和歌山県のフグの制度が変わりました。



〜〜「講習会」から「試験」に変更されました。〜〜

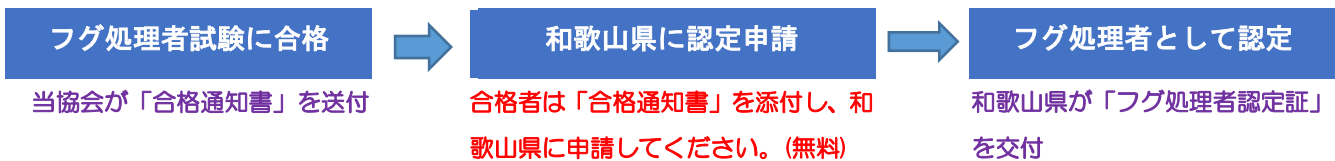
和歌山県内でフグの処理を行う場合には、その施設を所轄する保健所に届け出なければなりません。また、フグの処理は、「フグ処理者」が処理施設で行うこととなっています。新たにフグ処理を行う者は、和歌山県フグ処理者試験に合格し、知事の認定を受けなければなりません。なお、和歌山県から承認を受けた「フグ処理者試験」を当協会が実施します。

「フグ処理者」認定の流れ

★ 新たに処理を行う者

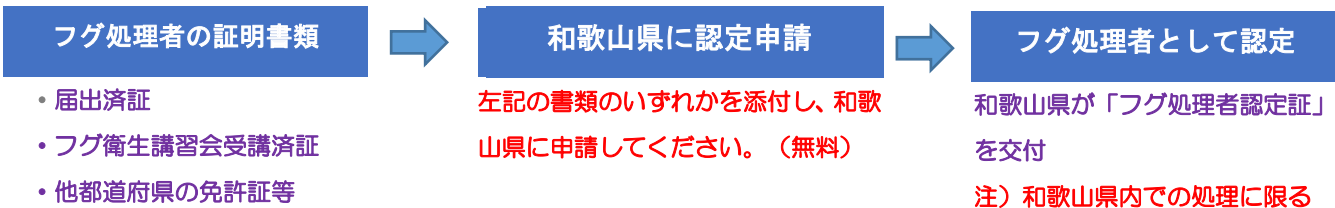
★ 他の都道府県で「フグ処理者」を希望する者

(※他都道府県での認定方法は、希望の自治体に事前にお問い合わせください)



★ 和歌山県内の既存のフグ処理者

(これまでに県内でフグ衛生講習会を受講した者。または令和4年6月30日までの和歌山県以外の試験合格者、講習会修了者のうち、同日までに県内でフグ処理者に従事していた者。)



認定制度に関するお問い合わせは

和歌山県生活衛生課 (Tel073-441-2622) まで



1. 試験日程及び場所

日程： 令和7年11月17日(月) 10:00~17:00

会場： 田辺市民総合センター 4階

(〒646-0028 和歌山県田辺市高雄1丁目23-1)

2. 試験内容

10:00~

試験説明

10:15~11:00

学科試験

11:10~

実技試験(鑑別試験) 1グループ 5名(一回6分)
順次昼休憩

13:00~17:00

実技試験(処理試験) 1グループ 6名程度(一回20分)
* 試験開始時間は受験票でお知らせします。

3. 定 員

21 名 ※ 先着順（ご入金確認順に受付完了します）

4. 受験申込手続き

- (1) 願書配布開始 令和 7 年 9 月 1 日（月）から
当協会ホームページからダウンロードまたは各保健所等で配布
- (2) 願書受付期間 **令和 7 年 9 月 11 日（木）～10 月 10 日（金）** *当日消印有効
- (3) 願書提出方法 簡易書留郵便で受付
- (4) 提出書類 ①「令和 7 年度和歌山県フグ処理者試験受験願書」
②「写真」*受験願書に貼り付けてください。

(5) 提出先

一般社団法人和歌山県食品衛生協会

〒640-8269 和歌山市小松原通 1-3-5 TEL 073-433-5004

5. 受験料

30,000 円（実技試験用フグ代・参考テキスト等含む）

* 支払い方法等については、「和歌山県フグ処理者試験案内」でご確認ください。

6. その他

試験区分・試験科目、その他受験の詳細については、こちらの QR コード

または「令和 7 年度和歌山県フグ処理者試験案内」

（9 月 1 日から当協会ホームページ及び保健所等で配布）にてご確認ください。



【願書配布／試験に関するお問い合わせ先】

	住 所 等	電話番号
一般社団法人 和歌山県食品衛生協会	〒640-8269 和歌山市小松原通1-3-5 飲食会館 4 階 Mail: info@wfha.jp	TEL 073-433-5004 FAX 073-433-4619

【その他の願書配布場所】

機 関 名	住 所	電話番号
和歌山県 生活衛生課	〒640-8585 和歌山市小松原通1-1	TEL 073-441-2622
和歌山市保健所 生活保健課	〒640-8137 和歌山市吹上5-2-15	TEL 073-488-5111
岩出保健所 衛生環境課	〒649-6223 岩出市高塚209	TEL 0736-61-0022
橋本保健所 衛生環境課	〒649-7203 橋本市高野口町名古曾927	TEL 0736-42-5443
海南保健所 衛生環境課	〒642-0022 海南市大野中939	TEL 073-482-0600
湯浅保健所 衛生環境課	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1	TEL 0737-64-1293
御坊保健所 衛生環境課	〒644-0011 御坊市湯川町財部859-2	TEL 0738-24-3617
田辺保健所 衛生環境課	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘23-1	TEL 0739-26-7934
新宮保健所 衛生環境課	〒647-0043 新宮市緑ヶ丘2-4-8	TEL 0735-21-9631
新宮保健所串本支所 保健環境課	〒649-4122 東牟婁郡串本町西向193	TEL 0735-72-0525

試験実施機関 ： 一般社団法人和歌山県食品衛生協会